

本市の対応について

県は、協力要請等の内容のうち、イベントの開催制限における収容率の上限を変更しました。
本市は、これを受け、業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止策を講じ、当面の間、市民利用施設は原則開館、市主催・共催のイベントについては開催します。

利用時間 通常の開館（開催）時間とする
利用制限 収容定員の制限等については以下のとおり（※1）

（1）収容定員が設定されている場合

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5,001～10,000人	10,001人以上
感染防止安全計画の策定あり（※2）	収容定員まで		
感染防止安全計画の策定なし（※3）	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の50%まで

（2）収容定員が設定されていない場合

人と人とが触れ合わない程度の間隔（1m）を確保する

- ①「参加予定人数が5,000人超」で開催する場合、感染防止安全計画を策定する
- ②「参加予定人数が5,000人以下」で開催する場合、「チェックリスト」を作成する（※3）

（※1）細部については、県の要請のとおり、また、県が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用する

（※2）「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベントは、感染防止安全計画を策定し、県に確認を受けること

（※3）県が定める「チェックリスト」様式に感染防止対策を記載し、ホームページ等で公表すること